

令和3年度
木津川市国際交流協会
K. I. E. A.

総 会

議 題

- 1 第1号議案 令和2年度事業報告
- 2 第2号議案 令和2年度決算報告
- 3 第3号議案 令和2年度会計監査報告
- 4 第4号議案 役員改選
- 5 第5号議案 令和3年度事業計画
- 6 第6号議案 令和3年度予算

令和2年度 事業報告

期 日	事 業 名	場 所
令和2年4月～ 令和3年3月	日本語教室開催 ※コロナによる施設利用制限を遵守し、実施 日本語教室委員会及び共生委員会は各月に1回開催	庁舎北別館
4月 7日	総会の開催について理事へ書面審議を行い、中止が決定 ※書面による表決に決定	
4月24日	木津川市国際交流協会総会 中学生海外派遣事業OB会総会 ※中止 中学生海外派遣事業OB体験発表	東部交流会館
5月 4日	広報委員会開催	
5月15日	総会（書面による表決）	
6月22日	第1回役員会	市役所会議室
7月 7日	第1回理事会	庁舎北別館
7月27日	臨時総会（書面による表決）	
8月4日～13日	木津川市中学生海外派遣事業（サンタモニカへ派遣） ※中止	アメリカ
8月	木津川市中学生海外派遣事業市民報告会 ※中止	市役所会議室
9月	木津川市中学生海外派遣事業市長報告会 ※中止	東部交流会館
未 定	日本語教室室内交流事業（水曜・日曜各年2回）	庁舎北別館
未 定	日本語教室 共生イベントミニツアー ※中止	平等院
未 定	国際交流イベント（英語で世界を知ろう 2回） ※中止	本庁住民活動 スペース
未 定	日本語教授法研修会（全3回） ※中止 ただし、日本語教授に係る消耗品費として書籍等を購入	未定
未 定	世界の料理 ※中止	未定
11月	木津川市木の津まつりへ出展 ※中止	中央体育館
11月17日	海外委員会開催	庁舎北別館
未 定	災害時多言語支援活動・多言語支援活動 ※中止	未定
未 定	学生OB事業・交流サロン ※中止	未定
12月 8日	第2回役員会	市役所会議室
令和3年2月13日	第2回理事会	庁舎北別館
3月12日	第3回理事会	庁舎北別館
3月30日	第4回理事会	庁舎北別館

令和2年度決算報告

(収入の部)

単位：円

科目	当初予算	補正額	補正後予算	流用額	流用後予算	決算	備考
会費	230,000		230,000		230,000	153,000	会員67名*2,000円、会員9名*1,000円、法人1*10,000円
補助金	5,000,000	-4,794,000	206,000		206,000	166,585	木津川市より補助金
事業収入	56,000	-56,000	0		0	0	事業参加費
負担金収入	2,400,000	-2,400,000	0		0	0	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	11,000		11,000		11,000	1,307	預金利息・保険代等
繰越金	485,429		485,429		485,429	485,429	前年度繰越金
合計	8,182,429	-7,250,000	932,429		932,429	806,321	

(支出の部)

単位：円


科目	当初予算	補正額	補正後予算	流用額	流用後予算	決算	備考	
海外交流委員会	中学生海外派遣事業	報償費	60,000	-60,000	0	0	0	事前研修講師料
		旅費	6,400,000	-6,400,000	0	0	0	派遣旅費
		消耗品費	80,000	-80,000	0	0	0	
		印刷製本費	100,000	-100,000	0	0	0	報告書印刷代
		通信運搬費	30,000	-30,000	0	0	0	郵送料等
		使用料	100,000	-100,000	0	0	0	施設使用料、事前研修宿泊施設使用料
		補助金	160,000	-160,000	0	0	0	参加負担金補助
	サンタモニカ交流事業	報償費	20,000	-20,000	0	0	0	交流パーティイベント出演謝礼等
		旅費	20,000	-20,000	0	0	0	交通費等
		消耗品費	40,000	-40,000	0	0	0	
		食料費	100,000	-100,000	0	0	0	
		通信運搬費	10,000	-10,000	0	0	0	郵送料等
	派遣OB事業	使用料	130,000	-130,000	0	0	0	施設使用料等
		消耗品費	20,000		20,000	20,000	0	
		通信運搬費	30,000		30,000	30,000	0	郵送料等
	交換学生事業	使用料	20,000		20,000	20,000	0	施設使用料等
		報償費	5,000		5,000	5,000	0	
		消耗品費	5,000		5,000	5,000	0	
		通信運搬費	1,000		1,000	1,000	0	郵送料等
		使用料	5,000		5,000	5,000	0	施設使用料等
	日本語教室委員会	日本語教室関連	補助金	100,000		100,000	100,000	0
旅費			20,000		20,000	20,000	0	研修・会議旅費
消耗品費			58,000		58,000	58,000	57,173	テキスト更新等
使用料			70,400		70,400	70,400	43,400	施設使用料
報償費			2,000		2,000	2,000	0	講師謝礼等
日本語教授法研修		行事費	30,000		30,000	30,000	0	交流会費用
		旅費	4,500		4,500	4,500	0	
		消耗品費	9,000		9,000	34,000	42,449	
		使用料	3,000		3,000	3,000	0	
		報償費	54,000		54,000	-34,000	20,000	0
共生委員会	共生イベント	使用料	75,000		75,000	75,000	0	施設使用料等
		報償費	8,000		8,000	8,000	0	講師謝礼
		消耗品費	20,000		20,000	20,000	0	材料費
広報委員会	広報事業	委託料	50,000		50,000	50,000	33,000	ホームページメンテナンス費用他
		通信運搬費	30,000		30,000	30,000	13,200	サーバー使用料
		消耗品費	20,000		20,000	20,000	0	
		使用料	19,000		19,000	19,000	0	施設使用料等
事務局費	事務局費	旅費	10,000		10,000	10,000	0	研修会参加旅費
		消耗品費	40,000		40,000	40,000	17,107	
		印刷製本費	30,000		30,000	30,000	0	
		通信運搬費	80,000		80,000	80,000	75,126	郵送料等
		保険料	40,000		40,000	40,000	22,330	ボランティア保険
		使用料	20,000		20,000	20,000	3,800	施設使用料
		負担金	13,000		13,000	13,000	12,000	京都府国際センター賛助会費
	予備費	40,529		40,529	40,529	0		
合計	8,182,429	-7,250,000	932,429		932,429	319,585		


収入合計 806,321円－支出合計 319,585円
 差引残高 486,736円については次年度へ繰り越します。

会計監査報告

木津川市国際交流協会規約第8条の規定により、令和2年度事業内容及び会計について、令和3年4月13日に監査いたしましたところ、預金通帳及び領収書等は整備されており、その執行は適正と認められたので報告いたします。

令和3年4月24日

監事 保田 光春 

監事 太田 富広 

役員改選

(令和3年度役員及び理事・監事構成名簿)

役職	氏名
会長	坂寄 正男
副会長 日本語委員長	高岡 尚介
副会長 海外委員長	西脇 弘乃
副会長 広報委員長	山川 博一
理事	生抜 麻衣
理事	江尻 知穂
理事	尾崎 田鶴
理事	栗本 佳祐
理事	堀江 真美
理事	松本 順子
理事	宮川 慶子
理事	山崎 利彦
理事	横山 治生
監事	太田 富広
監事	保田 光春

令和3年度 事業計画

期 日	事 業 名	場 所
令和3年4月～ 令和4年3月	日本語教室開催	庁舎北別館
4月24日	木津川市国際交流協会総会※中止 中学生海外派遣事業OB会総会※中止 総会（書面による表決）	東部交流会館
未 定	日本語教室室内交流事業（水曜・日曜各年2回）	庁舎北別館
未 定	日本語教室 共生イベントミニツアー	平等院
未 定	国際交流イベント（英語で世界を知ろう 2回）	本庁住民活動 スペース
未 定	日本語教授法研修会（全3回）	未定
未 定	世界の料理	未定
11月	木津川市木の津まつりへ出展	中央体育館
未 定	災害時多言語支援活動・多言語支援活動	未定
未 定	学生OB事業・交流サロン	未定

規約第16条により 下記の委員会を設置します。

1. 日本語教室委員会

目的：日本語教室の企画・運営・推進

・日本語教室（毎週水・日曜日10時～11時30分） ・日本語教授法研修

2. 外国の方々との共生委員会※仮

目的：外国人の方々日本に居住し就労される人数は毎年過去最高を更新している中で生活者としての外国人が暮らしやすく日本人と外国人がともに安心して安全に暮らせる木

津川市を目指し、市民と在住、在勤、在学の外国人との交流事業の企画・運営・推進

・災害時多言語支援活動 ・多言語支援活動

・国際交流イベント・ボランティア活動

3. 海外交流委員会

目的：海外交流事業（受け入れ・派遣）の企画・運営・推進

・サンタモニカ ジョンアダムス中学校との交流

・派遣団員の国際交流事業 ・派遣OB事業

4. 広報委員会

目的：国際交流協会広報活動の企画・運営・推進

・協会ホームページの更新・管理

*委員会の構成は会員・協会役員とする。

令和3年度 予算

(収入の部)

単位：円

科目	予算	昨年度予算	比較増減	備考
会費	230,000	230,000	0	会員110名*2,000円、法人1*10,000円
補助金	687,000	206,000	481,000	木津川市より補助金
事業収入	0	0	0	事業参加費
負担金収入	0	0	0	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	10,400	11,000	△ 600	預金利息・保険代等
繰越金	486,736	485,429	1,307	前年度繰越金
合計	1,414,136	932,429	481,707	

(支出の部)

単位：円

科目	予算	昨年度予算	比較増減	備考			
海外交流委員会	中学生海外派遣事業	報償費	0	0	0	事前研修講師料	
		旅費	0	0	0	派遣旅費	
		消耗品費	0	0	0		
		印刷製本費	0	0	0	報告書印刷代	
		通信運搬費	0	0	0	郵送料等	
		使用料	0	0	0	施設使用料、事前研修宿泊施設使用料	
		補助金	0	0	0	参加負担金補助	
	サンタモニカ交流事業	報償費	0	0	0	交流パーティイベント出演謝礼等	
		旅費	0	0	0	交通費等	
		消耗品費	0	0	0		
		食料費	0	0	0		
		通信運搬費	0	0	0	郵送料等	
	派遣OB事業	使用料	0	0	0	施設使用料等	
		消耗品費	20,000	20,000	0		
		通信運搬費	30,000	30,000	0	郵送料等	
	交換学生事業	使用料	20,000	20,000	0	施設使用料等	
		報償費	5,000	5,000	0		
		消耗品費	5,000	5,000	0		
		通信運搬費	1,000	1,000	0	郵送料等	
	日本語教室委員会	日本語教室関連	使用料	5,000	5,000	0	施設使用料等
			補助金	200,000	100,000	100,000	参加補助金
			旅費	20,000	20,000	0	研修・会議旅費
			消耗品費	58,000	58,000	0	テキスト更新等
			使用料	100,800	70,400	30,400	施設使用料
日本語教授法研修		報償費	2,000	2,000	0	講師謝礼等	
		行事費	30,000	30,000	0	交流会費用	
		旅費	4,500	4,500	0		
		消耗品費	9,000	9,000	0		
		使用料	3,000	3,000	0		
共生委員会	共生イベント	報償費	54,000	54,000	0		
		使用料	75,000	75,000	0	施設使用料等	
		報償費	8,000	8,000	0	講師謝礼	
広報委員会	広報事業	消耗品費	20,000	20,000	0	材料費	
		委託料	50,000	50,000	0	ホームページメンテナンス費用他	
		通信運搬費	30,000	30,000	0	サーバー使用料	
		消耗品費	20,000	20,000	0		
事務局費	事務局費	使用料	19,000	19,000	0	施設使用料等	
		旅費	10,000	10,000	0	研修会参加旅費	
		消耗品費	40,000	40,000	0		
		印刷製本費	30,000	30,000	0		
		通信運搬費	180,000	80,000	100,000	郵送料等	
		備品購入費	250,000		250,000		
		保険料	40,000	40,000	0	ボランティア保険	
		使用料	20,000	20,000	0	施設使用料	
	負担金	13,000	13,000	0	京都府国際センター賛助会員会費		
予備費	予備費	41,836	40,529	1,307			
合計		1,414,136	932,429	481,707			

木津川市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、木津川市国際交流協会（以下「協会」という。英語表記は、K I ZUGAWA INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATION とし、略称は、K. I. E. A. とする。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、学研都市の中核として発展する木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 協会は、前条の目的に賛同する木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）在勤・在学している個人会員、法人会員をもって組織する。但し一般会員であった者が、転住・転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。

2 会員は、次の会費を負担することとし、それぞれ1口以上の加入とする。

(1) 一般会員 年額1口 2,000円

(2) 法人会員 年額1口 10,000円

※また、一般会員のみ年度後半（10月1日以降）の新規入会者は年額会費を半額とする。

3 木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）・在勤・在学以外の者で入会を希望する場合は賛助会員とし、区別、会費とも前項と同じとする。但し一般会員であった者が、転住・転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。

4 一般会員のうち、中学生・高校生である会員についてはその会費を免除することができる。

5 退会届をもって、退会とする。

(事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画、実施及び支援
- (2) 国際交流に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (3) 諸団体等との連携・協力による国際交流活動の推進
- (4) その他国際交流の推進に必要な事項

(役員)

第5条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

2 理事及び監事は、総会において会員（賛助会員を除く。）の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または、増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、この協会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情がある場合には、その任期中であっても理事会の議決によりこれを解任することができる。
- 5 役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠けた時は、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、協会の業務を担当する。
- 4 監事は、協会の業務の執行及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 協会は、必要に応じ顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回新会計年度開始以降2ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認める場合には、理事会の決議を経て開催する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 4 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。
- 5 次の号に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 規約の変更に関する事
 - (2) 理事及び監事の選任に関する事
 - (3) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (4) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (5) その他、協会の業務に関する重要事項

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、会長の提案に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案、収支予算案及び事業報告案、収支決算案の策定に関する事
- (2) その他総会に付議すべき議案に関する事
- 2 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は会長が指名する。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数（賛助会員を除く）をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が議決する。

(事務局)

第15条 協会に事務局を置く。

2 事務局は、木津川市役所内に置く。

3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会等)

第16条 協会は、必要に応じて常設、または、臨時の専門委員会等を設置することができる。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協会の経費)

第18条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成14年3月10日から施行する。

2 協会設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

3 第17条の規定にかかわらず、平成14年度の会計年度は、平成14年3月10日から翌年3月31日までとする。

4 この規約は、平成18年5月21日から施行する。

5 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成21年5月10日から施行する。

8 この規約は、令和2年7月27日から施行する。

木津川市国際交流協会旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、木津川市国際交流協会の職務のため出張する当協会会員及びその協力者に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定めて費用の適正な支出を図ることを目的とする。

(出張依頼等)

第2条 出張依頼は会長またはその委任を受けた者が発することができる。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道を使用した場合において、その乗車に要する旅客運賃により支給する。
- 3 船賃は、水路を使用した場合において、その乗船に要する旅客運賃により支給する。運賃の等級が2以上に区分される場合は、その上級の旅客運賃を支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、現に支払った旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路について、個人が所有する車両を使用した場合において、鉄道等公共交通機関の最寄り駅までの旅客運賃等に換算し、支給する。
- 6 有料道路通行料は支出しない。
- 7 定期路線旅客自動車を使用した場合は、最寄り駅までの運賃を支給する。
- 8 宿泊料は、出張中の宿泊にかかる費用（食事代除く）について、現に支払った宿泊料のうち12,000円を上限に支給する。ただし、宿泊料に含まれる朝食費用は、これを支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

- 2 旅費の計算は木津川市外に出張した場合に計算する。

(旅費の請求手続き)

第5条 旅費の支給を受けようとする出張者は所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(旅費の特例)

第6条 この規定に定めのないものについては、請求があった場合に理事会で審議し、会長が決定するものとする。

(施行期日)

この規定は平成24年1月1日から施行する。

木津川市国際交流協会 中学生海外派遣事業関係（内規）

個人負担金の助成制度

就学援助費（中学生）：生活保護、準要保護（住民税非課税世帯）

通常負担の10分の4を補助いたします。（申請書提出）

平成27年度から 実施

友好都市 アメリカ サンタモニカ市

平成29年3月12日サンタモニカ市と木津川市が友好都市盟約を締結

サンタモニカ市市章



City of
Santa Monica[®]

K. I. E. A.